

フロン類の漏えい防止 法律改正 “新たな取り組み”

法律が改正されましたので、会社に関係する部分を紹介します。

『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』 4月1日施行
略称：フロン排出抑制法

【法改正の背景】

大気に放出されたフロン類は、オゾン層破壊や、温暖化係数がCO2の数百～1万倍超となる地球温暖化の原因の一つです。

以前の「フロン回収・破壊法」は、“機器を廃棄する際に、業者が、フロン類を大気中に放出せず、確実に回収して破壊する”ことが主な目的でした。

しかし、使用中の機器からの漏れなどフロン類が大気へ放出されているのが実態でした。今回、名称も変え、設備の冷却に使用されている機器やエアコンの点検等が、私たち使用者に義務付けられました。

【今までの社内取り組み】・・・点検と廃棄を業者に依頼。

- ・冷房と暖房の切り替わり時の定期点検
- ・機器廃棄時はフロン類の回収と破壊を業者へ依頼

【追加された義務】・・・使用中の漏れを最小限にする。

- ・全ての機器を確認し台帳を作成
- ・全ての機器を3か月に1度以上、自身で簡易点検
- ・大型機器は、年1回以上、業者に定期点検を依頼
- ・フロン類を充填するときは、漏えい、故障箇所の修理
- ・点検修理、フロン類の充填の内容は、記録簿に記載し保管

【対象機器】



エアコン室外機



盤内冷却機



切削水冷却機

【点検ポイント講習会】

各担当者による講習会を5/21に開催しました。点検のポイントは、異音や、配管にじみなど目視による点検です。6月に、1回目の簡易点検を実施します。

回覧確認欄

本社ビル空調 夜も暖めて、電力ピークシフトへ

電力の基本料金は、“30分単位平均電力の過去1年間の最大値”で決まり、低い方が安くなります。

昨年までは、特に朝の冷えきった室内をフル運転で暖めるので、朝からピークとなっていました。

そこで、寒くなく、ピークを抑えて電力費を削減する活動にトライしました。



【従来】『人が居ない時間帯はオフ 設定温度22～24℃』

朝は寒く事務所でフル運転、昼は食堂も稼働し、ピークが長く続き高い。更に、全体の電力使用量設定値を超えた場合、デマンドコントロールシステムで自動的に個別セーブ運転されるため、必要なだけ暖まらなかった。

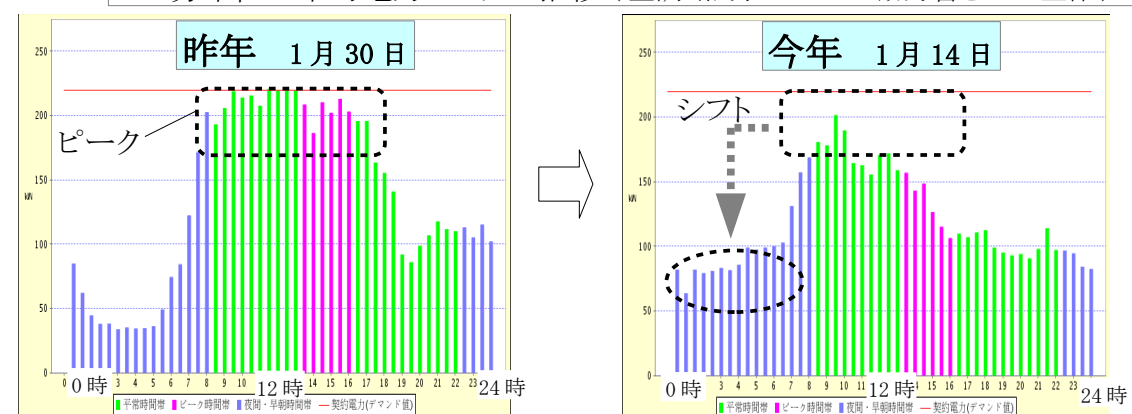
【12月】『24時間連続と10～14時休止の併用運用 設定温度22℃』

夜間も暖め、寒い時間帯は全くなく、快適な室温でした。ピークカットはできましたが、電力使用量自体は、大きく増加しました。

【1月】『一部に、夜間20～4時休止の自動制御を追加』

電力使用量は、12月に比べると下がりましたが、従来よりは上がりました。しかし、1月も快適さは維持できました。

《結果》 30分単位の平均電力 1日の推移 (空調・照明・パソコン・動力含むビル全体)



電力使用量は増加しましたが、
年間の電力費は変わらず、
寒くない環境になりました。

更に、快適さを維持し、夏の電力使用量・費用も削減の追求をしていきます。